

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

霧島市長 中重 真一

市町村名 (市町村コード)	霧島市 (46218)
地域名 (地域内農業集落名)	溝辺D地区 (有川・三縄)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 12月 10日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

畑作は、基盤整備(十三塚原土地改良区)が済んでおり、露地野菜、畜産を中心とした2法人とお茶農家(法人含む)の入作が中心であり、現在のところ不耕作地はあまり見られないが、今後はこれらの経営体に頼らざるを得ない。耕作できなくなった土地についてはそれら大規模の経営体に集積し、集積しきれない部分は入り作、新規就農を迎え入れる。
水田は、地区内に水田農業を中心とした認定農業者が少ないことから、今後は基盤整備済みでも耕作者が減っていく事態に陥りかねない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

畑作は、法人を中心に土地改良区と連携を図りながら、集積・集約化を進めて農作業の効率化を図る。お茶は、地産地消、海外輸出等、消費拡大を目指し、霧島茶の銘柄確立を図っていく。
地域としては、地権者と農業委員会等関係機関と連携を図り、認定農業者等への連携体制を強化する。
水田は、基盤整備地区を中心に入作での耕作者を地域・農業委員会等と連携を図り、探していく必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	214 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	214 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として農業振興地域内の農用地を、農業上の利用が行われる農用地として定める。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
法人経営の露地野菜、飼料作物、お茶を中心に農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
耕作しなくなる農地があれば、農地中間管理機構を通じて担い手への集積に努める。
(3)基盤整備事業への取組方針
主要な農地は全て基盤整備済であり、現状のところ要望はないが、必要に応じて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
基本的には法人化がなされているなどの大規模な経営体や経営拡大希望の経営体への集積を進める。それら担い手が集積しきれない農地については、入り作や新規就農を期待する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在のところ活用予定は無い。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・イノシシやシカの被害が拡大しないように努めるとともに農家自らが狩猟免許等を取得するなど体制を整える。
- ・お茶等は輸出と②は関係があるので有機栽培を進める。
- ・露地野菜・飼料作物等はスマート農業を図り、作業軽減、効率化を図る
- ・飼料作物(WCS)を地域の畜産農家に供給し、家畜排せつ由来堆肥は、耕種農家に供給する。